

# 秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配付要領

## 第1 目的

県は、秋田県主要農作物種子基本要綱（以下「基本要綱」という。）及び秋田県主要農作物種子生産実施要領（以下「実施要領」という。）に定める主要農作物の奨励品種等の優良な種子を安定的に供給するための原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産、確保並びに配付等については、基本要綱及び実施要領のほか、本要領により実施するものとする。

## 第2 原種等の種類等

- 1 県が生産する原種等の種類は、主要農作物の奨励品種等とする。
- 2 基本要綱第5条の2に定める「県が特に必要と認める場合」に生産する原種等は、次のとおりとする。
  - (1) 奨励品種等決定調査（以下、「奨決調査」という。）を1年以上行い、秋田県農作物品種対策協議会において有望であると認められた品種で、普及のための一般種子を生産するために必要な原種等をあらかじめ生産する場合。
  - (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することになっている品種で、奨決調査を実施しているか実施することが明らかであり、当該試験栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産する場合。
  - (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することになっている品種で、奨決調査若しくは生産力検定試験（品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、秋田県農業試験場（以下、「農業試験場」という。）が実施する試験をいう。）を実施していること、又は実施することが明らかであり、当該栽培用の一般品種を生産するために必要な原種等を生産する場合。

なお、上記（1）から（3）については、当該品種が奨励品種等にならなかった場合には、種子生産を中止するものとする。

また、原原種生産を経ないで生産された原種（特別増殖）は、原則として一般種子生産には用いない。

## 第3 原種等の生産及び備蓄計画の策定

県は、原種等の必要数量を確保するため、原種等の備蓄数量、種子の需給動向、各種生産振興方針及び種子計画等に基づき、秋田県主要農作物種子生産対策協議会での協議を得て、種類別、品種別原種ほ設置生産・備蓄計画を策定する。

## 第4 原種等のほ場の設置及び生産

原種及び原原種ほ場の設置運営並びに生産については、別記1「秋田県主要農作物原種・原原種ほ設置運営等規程」により行う。

## 第5 原種等の審査

原種等の審査は、別記2「秋田県主要農作物原種・原原種審査規程」により行い、優良原種等を確保する。

## 第6 原種等の保管及び取り扱い

原種等の保管及び取扱いは、別記3「秋田県主要農作物原種・原原種取扱規程」により行う。

## 第7 原種の配付

採種ほ用原種の配付は、別記4「秋田県主要農作物原種配付規程」に基づき行う。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別記 1

### 秋田県主要農作物原種・原原種ほ設置運営等規程

秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配付要領第 4 の原種等のほ場の設置及び生産については、この規程により行う。

#### 第 1 生産検討会の設置運営

県は、原種・原原種を生産等に関する事項を検討するため、関係機関の担当者が構成する検討会を設置する。

##### 1 構成等

- (1) 公益社団法人秋田県農業公社農業振興部・種苗センター
- (2) 農事組合法人たねっこ
- (3) 秋田県農業試験場
- (4) 秋田県農林水産部水田総合利用課

事務局は、秋田県農林水産部水田総合利用課に置く。

##### 2 検討事項

- (1) 原種・原原種を生産等に関する規程について
- (2) 原種・原原種の作業マニュアルに関する事項について
- (3) 原種・原原種生産に必要なほ場整備・施設整備に関する事項について
- (4) 原種・原原種を生産体制に関する事項について
- (5) その他必要な事項について

##### 3 会議の招集等

- (1) 検討会は、必要に応じ秋田県農林水産部水田総合利用課長が招集する。
- (2) 必要に応じ構成機関・団体以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 検討会の運営に関して必要な事項は、検討会の合意のもと、別に定めることができる。

#### 第 2 原原種ほの設置運営

##### 1 運営主体

原原種ほは県が設置し、秋田県農業試験場（以下「農業試験場」という。）がその運営に当たる。

##### 2 面積

原原種ほは、原種ほに供用する品種別所用種子を生産するために必要な面積とする。

##### 3 ほ場の配置

原原種ほは、品種の純度を維持するため、自然交雑やこぼれ糶による異品種混入を防止するよう配置する。

##### 4 栽培

別に定める栽培法による。

##### 5 原原種ほの採種

系統別にはほ場及び生産物審査により不適格個体を除去するとともに、特性の異なる株等の発生を認めた場合は、その程度により系統全部につき原原種の適用を除外し、残余の系統をもって原種用種子とする。

## 6 育成地からの種子の取り寄せ

県外育成品種を原原種として供用する場合には、3世代を経過するごとに育成地から取り寄せるなど品種の純度維持に努める。

## 7 確認栽培

原種ほに供用する原原種は、純度を確認するため、当該年度もしくはあらかじめ確認栽培を行う。

# 第3 原種ほの設置運営

## 1 運営主体

(1) 原種ほは県が設置し、農業試験場がその運営に当たる。

(2) 原種ほの一部について、全作業を委託し生産する場合であってもその責任は県が負う。

(3) 許諾により原種生産を行う場合は、その責任は種子生産組合等が負うが、農業試験場及び地域振興局は、良質な原種生産ができるよう指導を行う。

## 2 ほ場の配置

(1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にあること。

(2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種等の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。

## 3 面積

原種ほは、採種ほに供用する品種別所用種子を生産するに必要な面積とする。

## 4 栽培

(1) 原種ほにおける栽培は別に定める耕種概要による。

(2) 許諾により種子生産組合等が行う原種ほの栽培は、(1)の耕種概要に準じて行うよう指導する。

## 5 委託条件

(1) 受託者が、直接作業を実施すること。ただし、施設管理及び無人ヘリコプターでの防除作業、乾燥調製作業等、受託者自らが作業困難なものについては、水田総合利用課と協議の上再委託することを妨げない。

(2) 受託者が、原種の生産方法に関して農業試験場の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種の生産に努める意思を有していること。

(3) 原種の生産が受託者との明確な責任分担の下で行われるよう契約を締結すること。

## 6 その他

国及び県外育成品種において、原種を購入することが可能な場合は、耐性菌の有無などによる障害がある場合を除き購入を妨げない。

# 第4 原種等の審査、保管及び取り扱い並びに配付

原種・原原種のは場審査、生産物審査、保管及び取り扱い、原種の配付については、「秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配付要領」により行う。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 秋田県農業試験場原原種生産について

秋田県農業試験場（以下「農業試験場」という。）における主要農作物の原原種生産については、秋田県主要農作物原種・原原種ほ設置運営等規程」によるものとし、規程第2の4の栽培は、次により実施する。

なお、農業試験場において原種生産を行う場合にあっては、これに準じて実施する。

### 第1 基本事項

原原種生産においては、種子が遺伝的に純粋であることと、混種がないことが最も重要であることから、生産に先立ち次の事項に留意する。

- 1 原原種生産に用いる種子は、育成地からの分譲種子若しくはそれを基に系統栽培し厳選された種子とする。
- 2 原原種生産に用いるほ場は、原原種生産のための専用のほ場とし、作付け品種の配置に当たっては必要な生産量その他、自然交雑の防止、異種混入の防止等を念頭において年次計画を立てる。
- 3 原原種ほは、品種ごとに作付けするほ場を固定するが、やむを得ない事情により、品種の切り替えが必要な場合は、1～2年間、休耕又は畑作物の作付けによる「クリーニング」を行う。  
また、品種を固定する場合にあっては、品種の純度維持のため「クリーニング」を行う。
- 4 原原種生産におけるほ場審査及び生産物審査、生産した原原種の取扱は、別に定める。
- 5 この要領に定める栽培法その他、栽培管理については稲作指導指針に基づき実施するものとし、病害虫及び雑草防除については、農作物病害虫・雑草防除基準に基づき行う。
- 6 原原種生産に用いるほ場は、当該年度の作付け品種名、前歴、耕起、施肥、雑草防除、病害虫防除、こぼれ糶や異形株の発生状況等について、ほ場1区画ごとの管理カードに記録して管理する。
- 7 原原種生産に係わる播種、移植、異形株の抜き取り、収穫、品種切替時の調製機械等の確認及び種子配付作業は複数の研究員により行う。

### 第2 水稻の原原種栽培

#### 1 播種と育苗

- (1) 育苗箱は品種の識別ができるように、あらかじめペンキ等で色分けする。
- (2) 育苗床土は人工培土を使用する。
- (3) 浸種は、品種名及び系統番号を耐水性の札に明記し、品種ごとに網袋に入れて行う。
- (4) 播種は1日に1品種とし、品種名及び系統番号を明記した札を育苗箱に入れる。
- (5) 育苗はハウス内出芽、中苗育苗とし、育苗箱はあらかじめ作成した品種別育苗箱配置図面を基に育苗ハウス内に整然と設置する。
- (6) 播種作業は、播種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (7) 育苗期間中に苗の生育を観察調査し、その都度記録するとともに、異形苗の抜き取りは2回以上行う。

## 2 移植

- (1) 移植に先立ち品種別・系統別のほ場配置図面及び移植日程表を作成し、作業関係者に周知徹底する。
- (2) 移植は1日に1品種とし、手植えにより1株1本植で行う。
- (3) 自然交雑を防止するため、「あきたこまち」に比べて出穂の早い品種や遅い品種は、それぞれ「あきたこまち」より少なくとも5日以上早く又は遅く移植する。
- (4) 移植作業は、移植作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

## 3 防除

- (1) 病虫害防除は、農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施し、特に法定、特定病害については、防除及び抜き取りを徹底する。
- (2) 雑草防除においても農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施する他、手取り除草を行い、雑草防除と流れ苗や漏生苗の混入を防止する。

## 4 形態調査

生育期間中に草型、草姿、葉色、稈長、芒の有無、ふ先色、熟色、倒伏程度等を観察調査し、記録する。

## 5 生態調査

出穂期、穂揃い、成熟期を観察調査し、記録する。

## 6 異株除去

- (1) 移植から出穂期にかけ、流れ苗や漏生苗の除去及び自然交雑若しくは突然変異或いは分離による異形株の除去を5回以上行う。
- (2) 出穂期から成熟期にかけては、全株について3回以上行う。
- (3) 漏生苗及び異形株の発生数と特徴及び除去状況を記録する。

## 7 系統保存用の株の選抜

原原種生産に用いる系統を維持するため、品種の特性を有する株を選抜し、屋内で乾燥後、形態を調査し記録する。

## 8 収穫及び乾燥

- (1) 刈り取り前に、廃棄する系統はラベルを裏返すとともに、ペンキ等で印を付ける。
- (2) 刈り取り系統別に手刈りで行い、品種名、系統番号を明記して原原種専用の乾燥施設で品種ごとに乾燥を行う。
- (3) 刈り取り作業は、刈り取り作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

## 9 脱穀、調製

- (1) 脱穀及び調製は原原種専用の機械等を用いる。機械等の清掃は丁寧に行い、確認は複数の職員で行う。
- (2) 脱穀は系統別に行い、収納袋に生産年、品種名、系統番号、脱穀日を明記する。
- (3) 脱穀作業は、脱穀作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (4) 調製は、系統別に脱芒、選別を行う。生産物審査及びサンプル保存に必要な量を採取した後、重量を測定して、収納袋に調製日と重量を明記する。
- (5) 調製作業は、調製作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

## 第3 麦類の原原種栽培

### 1 播種

播種は1日1品種とし、播種作業は原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

## 2 防除

- (1) 病虫害防除は、原則的に農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施し、特に法定、特定病害については防除及び抜き取りを徹底する。
- (2) 雑草防除についても農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施する他、必要に応じて手取り除草を行う。

## 3 形態調査

生育期間中に草型、草姿、葉色、稈長、穂の形態、穂色などを観察調査し、記録する。

## 4 生態調査

出穂期、成熟期を観察調査し、記録する。

## 5 異株除去

- (1) 播種から出穂期にかけては、自然交雑若しくは突然変異或いは分離による異形株、ウイルス等による病害株の除去を5回以上行う。
- (2) 出穂期後から成熟期にかけては3回以上行う。
- (3) 異形株、病害株の発生数と特徴および除去状況を記録する。

## 6 系統保存用の株の選抜

原原種生産に用いる系統を維持するため、品種の特性を有する株を選抜し、屋内で乾燥後、種子の特性について調査する。

## 7 収穫及び乾燥

- (1) 刈り取り前に廃棄する系統のラベルを裏返しておく。
- (2) 刈り取り作業は、原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (3) 乾燥は、原原種専用の乾燥施設で品種ごとに行う。

## 8 脱穀、調製

- (1) 脱穀及び調製は原原種専用の機械等を用いる。機械等の清掃は丁寧に行い、確認は複数の職員で行う。
- (2) 脱穀は原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (3) 調製は系統別に行い、生産物審査及びサンプル保存に必要な量を採取した後、重量を測定して、収納袋に調整日と重量を明記する。
- (4) 調製作業は、原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

# 第4 大豆の原原種栽培

## 1 播種

播種は1日1品種とし、播種作業は原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

## 2 防除

- (1) 病虫害防除は、原則的に農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施し、特に法定、特定病害については防除および抜き取りを徹底する。
- (2) 雑草防除は、農作物病虫害・雑草防除基準に基づき実施する他、必要に応じて手取り除草を行なう。

## 3 形態調査

生育期間中に胚軸色、花色、毛耳の有無及び色、小葉の数などを観察調査し、記録する。

#### 4 生態調査

開花期、開花揃期、成熟期を観察調査し、記録する。

#### 5 異株除去

- (1) 播種から開花期にかけては、自然交雑若しくは突然変異或いは分離による異形株、ウイルス等による病害株の除去を5回以上行う。
- (2) 開花期から成熟期にかけては3回以上行う。
- (3) 異形株、病害株の発生数と特徴および除去状況を記録する。

#### 6 系統保存用の株の選抜

原原種生産に用いる系統を維持するため品種の特性を有する株を選抜し、屋内で乾燥後、種子の特性について調査する。

#### 7 収穫及び乾燥

- (1) 刈り取り前に廃棄する系統のラベルを裏返しておく。
- (2) 刈り取り作業は、原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (3) 乾燥は、原原種専用の乾燥施設で品種ごとに行う。

#### 8 脱穀、調製

- (1) 脱穀及び調製は原原種専用の機械等を用いる。機械等の清掃は丁寧に行い、確認は複数の職員で行う。
- (2) 脱穀作業は、原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。
- (3) 調製は系統別に行い、生産物審査及びサンプル保存に必要な量を採取した後、重量を測定して、収納袋に調製日と重量を明記する。
- (4) 調製作業は、原原種作業マニュアルに従って行い、確認シートを用いてチェックする。

### 第5 原原種の保管

生産した原原種は、「主要農作物の原原種・原種保管台帳」に生産年、品種名、系統番号、脱穀日、調製日、重量及び貯蔵庫内保管場所を記録し、原原種専用の貯蔵庫で施錠の上保管する。

### 第6 原原種の取扱い

生産した原原種の取扱は「秋田県主要農作物原種・原原種取扱規程」によるものとする。

### 第7 審査

原原種生産におけるほ場審査及び生産物審査は、「秋田県主要農作物原種・原原種審査規程」によるものとする。

### 第8 原原種の純度の確認とサンプル保存

- (1) 原原種の純度を確認するため、別に定める方法により確認栽培を行う他、DNA分析等必要な確認を行う。
- (2) 原原種は原種ほ、採種ほを経て一般栽培に供給されるまでの間、サンプルを保存する。



## 別記 2

### 秋田県主要農作物原種・原原種審査規程

秋田県主要農作物原種・原原種生産及び配付要領第5の原種等の審査は、この規程により行う。

#### 第1 審査の対象及び位置付け

審査の対象となる種子は、県が生産する原種及び原原種（以下、「原種等」という。）及び奨励品種等で県以外の者が許諾により生産する原種とし、その審査は、県が行う。

#### 第2 審査機関

- 1 県は、原種等のほ場審査及び生産物審査を実施するために、審査員を任命するとともに、審査員の代表者を置くものとする。
- 2 審査員は、審査事務の特殊性に鑑み、農業試験場の研究員、地域振興局の普及指導員、病害虫防除所の職員、水田総合利用課の革新支援専門員であって、種子の生産及び管理に関し、必要な知識と技術を有する者を農林水産部長が任命するものとし、その手続きについては、別に定める。
- 3 なお、県以外の者が生産する原種の審査は、所轄の地域振興局普及指導員等が行うものとし、必要に応じて、農業試験場の研究員や近隣の地域振興局普及指導員、病害虫防除所の職員が協力して行うものとする。

#### 第3 審査の時期、基準及び方法

##### 1 審査の時期

ほ場審査及び生産物審査は、次の表に掲げる時期に行うものとする。ただし、ほ場審査は、種子伝染性の病害又は虫害の発生のおそれのある場合は、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。また、好天日を選び、早朝及び日没を避けて行わなければならない。

種類	審査時期	ほ場審査		生産物審査
		第1期	第2期	
稲及び麦類	出穂期	糊熟期		乾燥調製から出荷まで
大豆	開花期	成熟期		乾燥調製から出荷まで

(注1) ほ場審査を行う場合において、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。

(注2) 生産物審査に用いる試料は、乾燥調製後から包装又は荷口を密封するまでに採取する。また、審査上必要な場合には、上記の期間の必要な時期に、更に審査を行うことができる。

(注3) 麦類とは、大麦及び小麦をいう。(以下同じ。)

##### 2 ほ場審査

###### (1) 基準（最高限度）

審査項目 農作物の種類	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
稲、麦類及び大豆	含まないこと	少発生であること	含まないこと	被害程度が全体の20%以内であること	特に異常な生育を示していないこと

- (注1) 変種とは、審査対象品種のうち変異を生じている個体をいう。
- (注2) 異品種とは、審査対象品種以外の品種個体をいう。
- (注3) 異種類とは、審査対象農作物と異なる作物をいう。
- (注4) 雑草の少発生であることとは、生育及び収量に影響を与えない程度をいう。
- (注5) 種子伝染性の病虫害は、稲にあってはばか苗病及び線虫心枯病、麦類にあっては黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病、大豆にあってはウイルス病、黒痘病及び紫斑病をいう。
- (注6) ほ場審査は、農道、畦畔等で明確に区分されたほ場を1単位として行うものとする。
- (注7) ほ場の隔離等については、次のことに留意する。

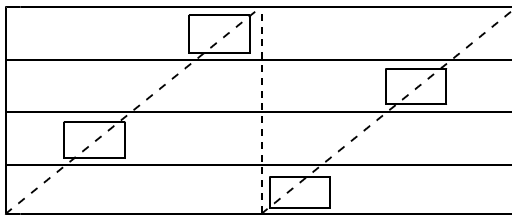
- ① 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格になっていない場合、又は収穫後の漏生種子の芽生えを除草剤等により的確に処分している場合には、この限りでない。
- ② 隣接する同一作物を生産するほ場とは、用排水路、畦畔等によって区分され、十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂期若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合には、この限りでない。

## (2) 審査の方法

### ア 変種、異品種及び異種類の農作物

原原種ほにおいては全株審査によるものとし、原種ほにおいては、次の方法による抽出審査とする。

#### 【原種ほ場審査における抽出方法】



平面任意抽出法に基づき、短辺を4分割、長辺を2分割し、図のように対角線上に4か所の調査地点を設ける。各調査地点では対角線との交点を中心として、稲では4条×50株、麦では4条×15m、大豆では2条×50株を審査対象とする。

- イ 雑草、種子伝染性の病虫害、その他の病虫害及び気象被害、農作物の生育状況ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡すことにより、農作物の外観を審査し、判定する。

## (3) 審査の実施

- ア 水田総合利用課及び農業試験場は、審査が円滑に行われるように審査員及び農業公社等と調整を図るとともに、水田総合利用課は、地域振興局及び病虫害防除所へ審査員の派遣を依頼し、審査は必ず農業試験場及び地域振興局の審査員、病虫害防除所の審査員とで行う（生産物審査も同じ）。

- イ 原原種においては系統毎、原種においてはほ場1区画毎に審査の基準を厳格に適用する。

ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜き取り等により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を指導した後再審査を行う。

また、審査と合わせてほ場管理記録および審査項目別調査記録についての確認を行う。

### 3 生産物審査

#### (1) 基準

審査項目 農作物 の種類	最低限度	最高限度				
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性の 病虫害粒	種子伝染性の 病虫害粒以外 の病虫害粒
稲	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	含まないこと	0.5%
麦類	80%	含まないこと	含まないこと	0.2%	含まないこと	0.5%
大豆	80%	含まないこと	含まないこと	含まないこと	含まないこと	10%

(注1) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数の割合とする。

(注2) 発芽率以外の百分率は、全重量に対する混入した粒の重量の割合とする。この場合において「純種子粒」とは、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合にあっては、粒の原形の1/2以下のもの、大豆の場合にあっては、粒の原形の1/2以下のもの、子葉が1枚以下のもの及び種皮が完全にはく離したものを除く。）をいい、「正常発芽粒」とは、稲及び麦類の場合にあっては、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生えを生じた純種子粒、大豆の場合にあっては十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生えを生じた純種子粒をいう。

(注3) 異品種粒とは、審査対象品種の純種子粒以外の当該主要農作物の種類（稲の場合にあっては、水稲及び陸稲並びにもち又はうるちの種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。4において同じ。）の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒とは、当該主要農作物の種類以外の農作物の純種子粒をいう。

#### (2) 審査の方法

##### ア 審査試料の抽出方法等

(ア) 原原種においては全系統審査により、各系統につき稲50g、麦類100g、大豆500gを採取して審査を行うものとする。ただし、発芽率の測定では、品種毎に各系統から一定量を採取し、試料均分器等により縮分して測定対象試料を作成する。

(イ) 原種においては抽出審査によるものとし、調製後の種子500kg毎に1kgをサンプルとして採取し、ロット番号を付して審査対象とする。

##### イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに100粒を1区とし、4反復分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件は次のとおりとする。

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱（50℃、7日以内）、水又は1規定硝酸に浸漬（24時間）
大麦	ろ紙の間又は砂の間	20℃	4	7	予熱（30～35℃、7日以内、予冷（5～10℃、7日以内）又は0.05%ジベレリン（GA）溶液に浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20℃	4	8	—
大豆	ろ紙の間又は砂の間	25℃	5	8	—

(注1) 温度は、上下1℃の範囲にとどめなければならない。

(注2) 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

(注3) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第2回目の測定日は、1日ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と測定区間の差の取扱い

- a 平均発芽率は、4測定区の発芽率の平均を百分率（小数点以下は四捨五入するものとする。）で算出した値とする。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間の差の範囲内であれば、そのまま用いるものとする。ただし、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間の差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用い、当該差の範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間の差の最高限度		平均発芽率 (%)	測定区間の差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間		4測定区間	3測定区間
9.9	5	—	8.6～8.4	1.4	1.3
9.8	6	5	8.3～8.1	1.5	1.4
9.7	7	6	8.0～7.8	1.6	1.5
9.6	8	7	7.7	1.7	1.5
9.5	9	8	7.6～7.3	1.7	1.6
9.4～9.3	1.0	9	7.2～7.1	1.8	1.6
9.2～9.1	1.1	1.0	7.0～6.7	1.8	1.7
9.0～8.9	1.2	1.1	6.6～6.4	1.9	1.7
8.8～8.7	1.3	1.2	6.3～5.6	1.9	1.8

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病害粒及び虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分類

測定試料は、稲にあつては50g、麦類にあつては100g、大豆にあつては500gを1測定単位として採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病害粒及び虫害粒並びにその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

(3) 審査の実施

ア 生産物審査に当たっては、上記審査方法により行うものとするが、現状では基準に適合しないものであつても、再調製等により基準に適合すると認められる場合は、必要な措置を指導した後に再審査を行うものとする。

また、審査と合わせて収穫調製記録及び審査項目別測定記録について審査を行うものとする。

第5 審査報告

- 1 審査員の代表者は審査の結果、適否を判定したときは、ほ場審査成績については別紙様式1号により、生産物審査については別記様式2号により審査終了後速やかに農業試験場長へ報告を行う。
- 2 農業試験場長は、審査員の代表者から審査の報告を受けた後、速やかに農林水産部長へ報告するものとする。





主要農作物原種・原原種の審査員及び審査員の代表者の任命について

秋田県主要農作物原種・原原種審査規程の第2の2の審査員及び審査員の代表者の任命は、次により行うものとする。

第1 水田総合利用課は、農業試験場及び地域振興局、病虫害防除所へ審査員の推薦を依頼する。また、農業試験場へは審査員の代表者の推薦も依頼する。

第2 審査員及び審査員の代表者の任命期間は年度内とし、毎年度推薦を依頼し任命を行うものとする。

第3 水田総合利用課は、推薦に基づき別紙様式1及び2により審査員及び審査員の代表者を任命する。

-----  
(別紙様式1)

水田 ー  
年 月 日

(審査員) 様

農林水産部長

秋田県主要農作物原原種及び原種審査員の任命について (通知)

あなたを秋田県主要農作物原原種及び原種審査要領第2に基づき、審査員に任命します。

任命期間 年 月 日から 年3月31日まで

-----  
(別紙様式2)

水田 ー  
年 月 日

(審査員の代表者) 様

農林水産部長

秋田県主要農作物原原種及び原種審査員の代表者の任命について (通知)

あなたを秋田県主要農作物原原種及び原種審査要領第2に基づき、審査員の代表者に任命します。

任命期間 年 月 日から 年3月31日まで

## 別記 3

### 秋田県主要農作物原種・原原種取扱規程

秋田県農業試験場（以下「試験場」という。）が取り扱う主要農作物の原種及び原原種（以下「原種等」という）については、この規程により行う。

なお、許諾等により、種子生産組合等が生産する原種の扱いについては、別に定める。

#### 第1 目的

この規程は、秋田県主要農作物原種・原原種は設置運営等規程により、試験場で生産された主要農作物の原種等を取り扱う場合に適正に管理し、取り扱うことを目的とする。

#### 第2 担当機関

原種等は「原種生産部」が一括管理し取り扱うものとし、「原種生産部長」が総括責任者としてその任に当たる。

#### 第3 保管場所

原種等の保管場所は、あらかじめ指定された場所に定められた方法で保管し、適正に管理する。

#### 第4 管理方法

- 1 原種等の管理は、原種生産部が「主要農作物の原原種・原種保管台帳」に記載し、原種生産部長の承認を得ておく。
- 2 原種等の「受入」及び「払出」の場合は、「生産物品伝票」によるものとし、「受入」又は「払出」の移動がある都度、原種生産部が当該伝票を作成し原種生産部長の承認を得て農業試験場長に報告する。
- 3 保存期間が長期にわたることによって生ずる水分乾燥等を原因とする数量の減少については、定期的に検査を実施し、その都度、数量について前2項の事務処理を行う。

#### 第5 生産委託した原種の手扱い

生產業務を委託した場合の原種の手扱いについては、生産物の帰属が秋田県にあることから、その生産原種の引渡あるいは生産物の受領の都度、担当機関の職員が立ち会いのもとで確認し、相互に引渡書又は受領書を取り交わす。この場合においても前条第1項及び第2項の規定により取り扱う。

#### 第6 配付及び処分等

- 1 採種ほに供給する原種については、「秋田県主要農作物原種配付規程」に基づき行うものとし、その手続きは、水田総合利用課で行う。
- 2 上記以外で、試験用途等で原種・原原種を譲渡する場合や処分する場合は、あらかじめ水田総合利用課と協議し、農業試験場で行うものとする。なお、手続きについては別途定めるものとし、手続き終了後は水田総合利用課に報告する。



第7 不測の事態等の取扱

この規程に因り難い場合等の取り扱いについては、その都度協議して処理する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 別記4

### 秋田県主要農作物原種配付規程

第1 この規程は、秋田県主要農作物種子基本要綱第5条第1項の規定により、秋田県農業試験場で生産された主要農作物の原種を配付することにより、主要農作物の優良な品種の普及拡大を目的とする。

第2 原種の配付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 全国農業協同組合連合会秋田県本部
- 二 知事が必要と認める団体等

第3 配付する原種の価格は、毎年次に掲げる種類の区分ごとに定める日までに県が定める。

なお、価格設定に当たっては、秋田県主要農作物種子生産対策協議会の了解を得るものとする。

- 一 稲 2月15日
- 二 大豆 3月15日
- 三 麦類 7月31日

第4 配付する原種の数量は、栽培面積10アールにつき、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、原則として次に定める量とする。

ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

- 一 稲 4キログラム
- 二 麦類 15キログラム
- 三 大豆 5キログラム
- 四 大豆（極小粒品種）3キログラム

第5 配付する原種には、秋田県主要農作物原種・原原種審査規定に基づき審査済みであることを示す証印（様式第1号）を包装に押印するものとする。

第6 配付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる種類の区分ごとに定める日までに、原種配付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、特に必要と認められるときはこの限りではない。

- 一 稲 2月28日
- 二 麦類 8月31日
- 三 大豆 4月30日

2 知事は、前項の申請書に、必要と認める書類を添付させることができる。

第7 知事は、原種配付申請書を受理したときは、その内容を審査し、配付の可否を決定し、売買契約締結後、原種配付通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定に当たっては、条件を付すことができる。

第8 原種配付通知書を受けた者は、納入通知書（様式第4号）により代金を納入しなければならない。

第9 知事は、原種配付通知書を受けた者が、知事の定める日までに代金を納入しないとき、又は正当な理由なく原種の引き渡しを受けないときは、配付の決定を取り消すことができる。

2 知事は、原種の配付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、原種の配付の決定を取り消し、及び既に配付した原種を返還させ、又はその相当額を弁償させることができる。

一 原種を採種の用に供せず、又は採種以外の目的に供したとき

二 この規則又は配付の決定の条件に違反したとき

第10 知事は、必要があると認めるときは、原種の配付を受けた者に対し、種子の安定生産について必要な指導を行い、又は報告を求めることができる。

第11 この規程に定めるもののほか、主要農作物の原種の配付に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5関係）

秋田県主要農作物原種・原原種審査規程に基づき審査済  
年 月 日  
秋田県

様式第2号（第6関係）

原 種 配 付 申 請 書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
氏 名（名称及び代表者名）

次のとおり原種の配付を受けたいので、秋田県主要農作物原種配付規程第6の1に基づき申請します。

作 物 名	品 種 名	数 量 (kg)	備 考
			(理由の概要等を記載)

様式第3号（第7関係）

原種配付通知書

年 月 日

様

秋田県知事 印

次のとおり原種の配付を決定しましたので、秋田県主要農作物原種配付規程第7の1に基づき通知します。

作物名	品種名	数量 (kg)	備考
			(理由の概要等を記載)